相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市若林区荒町二〇八番地、最後の住所仙台市青葉区上杉三丁目五番二五―三〇二号

被相続人　亡　白鳥　朝巳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十八日

仙台市青葉区中央二丁目二番一号飯川洋一司法書士事務所

相続財産管理人　飯川　洋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県守谷市百合ケ丘三丁目二八一〇番地六八、最後の住所茨城県守谷市百合ケ丘三丁目二八一〇番地の六八

被相続人　亡　酒井　義広

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十八日

茨城県龍ケ崎市佐貫一―一五―三藤田ビル眞鍋・大関法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大関　太朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市見川二丁目九三番地、最後の住所茨城県水戸市平須町一八二七番地の三七

被相続人　亡　吉田　せつ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十八日

事務所茨城県水戸市南町一丁目三番二七号水戸ビル二階

相続財産管理人　弁護士　篠崎　和則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県北佐久郡立科町大字山部二一四三番地、最後の住所茨城県牛久市南四丁目三三番地二二

被相続人　亡　吉村　武彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十八日

茨城県取手市取手二―二―三ＴＲＤビル二階

相続財産管理人　弁護士　貝塚　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県久喜市中央一丁目一二一三番地、最後の住所埼玉県久喜市中央一丁目一五番一五号

被相続人　亡　相澤　信夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十八日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二―一―二〇日建高砂ビル四階弁護士法人高砂法律事務所

相続財産管理人　弁護士　金子　基成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市本町四丁目四番、最後の住所千葉県佐倉市春路一丁目六番地一四

被相続人　亡　立吉　弘昌

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十八日

事務所千葉県千葉市中央区中央三丁目四番八号コーノスビル三階　鈴木牧子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中溝　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市下九沢一六〇九番地一、最後の住所神奈川県相模原市田名三二六三番地一

被相続人　亡　佐野　均

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十八日

東京都新宿区四谷一丁目一八番地六　四谷プラザビル七階弁護士法人あると

相続財産管理人　弁護士　山口　元一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区吾妻橋一丁目一三番、最後の住所東京都墨田区吾妻橋一丁目一三番七号

被相続人　亡　赤羽　正孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十八日

東京都新宿区左門町一三番地一号四谷弁護士ビル四〇七号

相続財産管理人　弁護士　赤松　俊武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区古千谷本町一丁目一番地五、最後の住所東京都足立区古千谷本町一丁目一番四号

被相続人　亡　望月　照正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十八日

事務所東京都千代田区神田須田町一丁目四番一〇号Ｙ一〇一ビル四階白井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　白井　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区仲六郷二丁目一六番地三、最後の住所川崎市川崎区宮前町一一番一八号

被相続人　亡　丸　英一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十八日

川崎市中原区新丸子東二丁目九二五番地白誠ビル二階　武蔵小杉あおば法律事務所

相続財産管理人　弁護士　熊谷　剛英

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県厚木市上荻野一〇〇一番地五、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　寺内　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十八日

神奈川県平塚市宮の前二番三号桂エンタープライズビル五階

相続財産管理人　弁護士　橋本　乃亜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市南区大橋町三丁目六七番地、最後の住所横浜市港南区下永谷三丁目一七番一〇号グループホームソフィアライフ

被相続人　亡　喜多たけ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十八日

横浜市中区尾上町三丁目三〇番地一横浜フジタビル七階

相続財産管理人　弁護士　石黒　康仁

第93期決算公告

平成25年6月17日　横浜市神奈川区東神奈川２―43―１

楠原輸送株式会社

取締役社長　花島　孝明

貸借対照表の要旨（平成25年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	12,037	流動負債	10,368
固定資産	8,960	固定負債	6,535
繰延資産	2	株主資本	4,096
		資本金	320
		資本剰余金	93
		資本準備金	70
		その他資本剰余金	23
		利益剰余金	3,683
		利益準備金	80
		その他利益剰余金	3,603
		（うち当期純利益）	(98)
資産合計	20,999	負債・純資産合計	20,999